

令和5年度公益社団法人嵐山町シルバー人材センター事業計画書

1 基本方針

我が国においては、令和4年版高齢白書によると、令和3年10月1日現在の総人口は、1億2,550万人となっており、65歳以上の高齢者は3,621万人で、高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は28.9%となっています。少子高齢化により総人口が減少していく中で、65歳以上の人口は、今後しばらく増加傾向が続き令和24年には3,935万人でピークを迎え、令和47年には高齢化率は38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

国では、生産年齢人口の減少に伴う深刻な労働力不足に対し、令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用の確保が義務付けられ、70歳までの就業確保が努力義務となりました。また、令和5年10月よりインボイス制度が開始され、会員の経済的負担を考慮すると配分金の減額はできないため、シルバー人材センターには新たな負担が生じてきます。

さらに、昨年2月より始まったロシアによるウクライナ侵攻も長期化しており、それに伴い食料品やエネルギー価格が高騰し我々の生活を締めつけております。

このような社会経済情勢の中で、当シルバー人材センターにおいてもその影響は少なくもなく、大口事業所の撤退などもあり、令和4年度の契約金額は、前年度に対し約3百万円もの減額となっていました。今後大幅な受注増は見込めませんが、ウィズコロナ時代の新しい生活様式の定着という中で、更なる就業の機会の確保に向けた取組みを推進してまいります。

人生100年時代を迎え、生涯現役社会の実現が求められている今、地域の日常生活に密着した就業の確保や社会参加の場の提供、また高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化に貢献するシルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなってきております。

しかしながら、高齢や健康面での理由により退会する会員は増加しており、一方では上記高齢法の改正による定年延長や継続雇用の影響もあり、新たに入会を希望する方は少なく、会員数は減少している状況となっております。そこで、新たな就業機会の開拓の推進と共に、会員拡大に向けた更なる取組みの強化を図ってまいります。

また、一昨年から開始した空き家管理事業に引き続き取り組むと共に、会員の高齢化による健康確保や人身・物損事故の発生状況を踏まえた安全・適正就業の徹底に向けた取組みの強化を図ってまいります。

今後も、「自主・自立、共働・共助」という基本理念のもと、安全・安心なシルバー事業を推進することによって、地域社会に貢献し、信頼されるシルバー人材センターを目指し、会員と役職員が一体となって事業を運営してまいります。

2 実施計画

(1) 就業開拓提供事業

① 会員の入会促進

- ・就業機会開拓推進員を中心に積極的な勧誘活動を実施する。
- ・広報活動として、センター広報紙(ふれあい嵐山)や町広報紙で会員の募集を行う。

- ・ホームページの活用とイベント等に参加し、センターのPRと会員の募集を行う。
- ・女性会員（シルボンヌ）の入会促進を図る。

②就業機会の拡大

- ・会員の多様化するニーズに対し就業機会の確保・拡大を図る。
- ・新たな就業先を開拓するための事業所の訪問や広報紙等によるPR活動を行う。
- ・既存の就業先の定期受注の確保並びに新たな職種の就業提案を行う。
- ・女性会員向けの就業先の拡大を図る。

③退会者の抑制

- ・ワークシェアリングを検討し、ローテーション就業など未就業会員の対策強化を図る。
- ・退会を迷う会員に対するきめ細かな個別相談と会員継続の勧奨を行う。

(2) 安全就業の徹底

①安全委員会による巡回安全指導

- ・安全就業の確認及び必要に応じた安全指導を実施し、事故件数ゼロを目指す。

②安全啓発研修

- ・交通規則の順守・マナーの向上を目的とした交通安全講習会を開催する。
- ・植木職及び刈払機とチェンソー作業従事者の安全衛生教育講習の受講促進を図る。

(3) 適正就業の推進

①適正な就業の確保

- ・適正就業ガイドラインに沿って会員に公平な就業機会を提供する。
- ・会員の情報を把握し、働きやすい環境や条件の就業先の確保に努める。
- ・適切な会員情報の把握と管理に努め、会員の多様化するニーズへの迅速な対応に努める。

②労働者派遣事業の推進

- ・就業時間の業務要件が緩和されたことにより、より一層、会員のニーズを踏まえた多様な就業機会の拡大を図る。

③有料職業紹介事業の推進

- ・公益財団法人いきいき埼玉の実施事務所として有料職業紹介事業を推進する。

(4) 技能研修・講習会等の充実

- ・お客様に満足していただける就業の提供ができるようスキルアップの向上に努める。
- ・コンプライアンスやマナー等の研修や講習を実施し、信頼とサービスの向上を図る。
- ・技術や技能を必要とする職種は、研修や講習を実施し、技術の向上、後継者の育成を図る。

(5) 普及啓発事業の推進

- ・広報紙（ふれあい嵐山）の発行及びリーフレット等の配布をする。
- ・ボランティア活動の実施、地域活動や町等の主催イベント等への積極的な参加とその場を活用したPR等の普及活動の実施に努める。
- ・会員が創作した作品による「嵐山町シルバーいきいき作品展」を開催する。

(6) 事業活動の推進

- ・激変する諸情勢を勘案し、会員主導による新たな経営施策としての中長期計画の策定を推進する。
- ・事業活動等推進委員会を中心として、多様化する就業ニーズの確保・提供等に努めると共

に、生きがいの充実などを考慮した魅力あるセンターを目指した取り組みを検討する。

(7) 生きがい就労支援

①健康管理の促進

- ・会員が健康で生きがいをもって就業することが重要であるため健康保持増進に努める。
- ・会員が健康で働き続けられるようフレイル予防の教室を開催する。
- ・健康管理に関する意識の高揚を図り、町実施の健康診断等の受診啓蒙を積極的に行う。
- ・会員同士でお互いに声を掛け合い、健康状態を確認し合う「声掛け運動」を一層推進する。

②福利厚生への推進

- ・会員自ら運営するサークル活動を通じて、会員相互の親睦を深めると共に健康で生きがいのある活動への支援体制の充実に努める。
- ・会員の能力に応じた就業の提供や趣味を活かした生きがいづくり・ボランティア活動等の充実を図る取り組みを推進する。